

## 大東大須賀区域認定こども園化推進庁内委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大東大須賀区域認定こども園化推進庁内委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大東大須賀区域の幼稚園保育園の再編、認定こども園整備に関して協議検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 市の職員のうちから副市長が任命する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキング)

第7条 委員会における検討を円滑に進めるため、ワーキングを置く。

2 ワーキングは、事務局が必要に応じて招集し、開催する。

3 ワーキングの構成員は、関係課及び施設等の職員の中からこども政策課が選任する。

4 ワーキングは、委員会の検討事項に係る資料の提供など、委員会の円滑な運営に協力するとともに、必要に応じて委員会に出席し、所掌事務について説明をする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月13日から施行する。

2 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。